

年金 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 5 点 (計 20 点)

(1) 次の①~⑤の文章について、下線 _____ 部分が正しい場合は○を記入し、誤っている場合は×を記入するとともに下線 _____ 部分を正しい内容に改めなさい。

- ① 確定給付企業年金法施行規則第 53 条において、責任準備金の額は、「通常予測給付額の現価とリスク充足額を合算した額から、掛金の額の現価に相当する額と追加拠出可能額の現価に相当する額を合算した額を控除した額」とされている。
- ② リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を実施する事業主等が平成 30 年 3 月 31 日までを計算基準日として行う財政計算については、平成 29 年 1 月 1 日改正後の確定給付企業年金法施行規則に基づく掛金の額の計算方法に関わらず、なお従前の例によることができる。
- ③ 開放基金方式・総合保険料方式（閉鎖型）・加入年齢方式は、発生給付評価方式と呼ばれ、将来の給付額を予測し、将来の掛金収入と年金資産の合計額が将来の給付額と一致するように掛金を算定する。
- ④ 「退職給付に関する会計基準の適用指針」にて、過去勤務費用は退職給付制度の改定等に起因して発生した退職給付債務の変動額であって、平均残存勤務期間以内の一定年数で按分した額を当期または翌期から毎期費用処理するものとされている。
- ⑤ IAS19では、確定拠出制度への拠出について、従業員が関連する勤務を提供した年次報告期間の末日後 12 か月以内にすべてが決済されると予想されない場合には、割引率を使用して、当該債務を割り引かなければならない。

- (2) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイド」におけるイールドカーブに関する記述について空欄を埋めなさい。

3.2.1 イールドカーブ

イールドカーブは、期間の異なるスポットレートの集合である。スポットレートは、割引債（期中での利息の支払いがなく満期での支払いのみを約束する債券）の利回りである。イールドカーブは、①市場データをもとにユニバースを設定し、②ユニバースに含まれるデータに対してモデルを用いて推定することによって得られる。

① 市場データの範囲（ユニバース）の設定

イールドカーブを推定するために用いる市場データのユニバースを設定する。

(i) 債券の種類

参照する債券の種類については、次の各項が参考になる。

適用指針第24項では、「退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる。優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けが **A** 以上を得ている社債等が含まれる。」とされている。

適用指針第93項（結論の背景）では、「時期や金額が異なる支払から構成される退職給付債務をより適切に割り引くべきと考えたことや、国際的な会計基準における考え方との整合性を図るために、退職給付支払ごとの **B** を反映した割引率を使用することとした。」とされている。適用指針第93項で言及されている「国際的な会計基準における考え方」として、IAS19では、割引率は、期末における優良社債のイールド (yields) を参照することとされ、このような優良社債に関して厚みのある市場がない通貨については、当該通貨建の政府債の市場イールドを用いる旨が示されている。

(ii) 格付け

優良社債をユニバースとする場合には、格付けに基づいて参照すべき社債を抽出する。なお、その際、格付けは、ある時点での発行体の **C** を格付け会社が評価しているものであり、格付けが常に適切に行われているとは限らないことに留意する。

例えば、発行体の **C** が急激に高まった場合等、格付けの変更が発行体や取引の実態に追いつかないことがあると言われている。

(iii) 仕組み債などの取扱い

仕組み債は、ストレートボンドとは異なる価格形成をされていることや、流動性の低い債券の取引価格は一般的に **D** が高くなると言われていることから、ユニバースから除外することなどを検討する。

(iv) データの取得

債券は E が大半を占める。債券市場の情報は、金融情報プロバイダーなどから提供されている。提供者によってデータの内容が異なり得ることに留意する。

(v) 異常値、外れ値の取扱い

異常値や外れ値と考えられる場合は、ユニバースから除外することを検討する。

(vi) 適切な見直し

過去に採用したユニバースの設定方法は、通常は継続的に使用するが、その合理性は環境の変化によって低下する可能性があるため、必要に応じて見直しを検討する。

(以下略)

(3) 「確定給付企業年金法施行規則」におけるリスク対応掛金額に関する記述について空欄を埋めなさい。

○確定給付企業年金法施行規則

第四十六条の二 第四十五条第一項の補足掛金額のうち財政悪化リスク相当額に係る掛金の額（以下「リスク対応掛金額」という。）は次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 財政悪化リスク相当額から （積立金の額並びに標準掛金額及び特別掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあつては零とする。）をいう。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあつては零とする。）の範囲内において、あらかじめ計画的に掛金を拠出することが適当であるものとして規約で定める額（以下「リスク対応額」という。）を の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間（以下「予定拠出期間」という。）で均等に拠出する方法

(略)

三 リスク対応額（既にリスク対応掛金額として拠出した部分の額を除く。以下この号において同じ。）に百分の十五以上百分の五十以下の範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じて拠出する方法（毎事業年度のリスク対応掛金額を規約で定めることとし、リスク対応額が当該事業年度の となるときは、当該リスク対応額の全部をリスク対応掛金額とすることができるものとする。）

四 予定拠出期間において、次に掲げる要件を満たすようにリスク対応掛金額を定めて拠出する方法

イ リスク対応掛金額は、拠出開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が 方法で、段階的に引き上げられるものであること。

ロ リスク対応掛金額の予想額の現価に相当する額がリスク対応額を上回らないこと。

ハ 予定拠出期間中の各期間におけるリスク対応掛金額について、あらかじめ規約に定めていること。

(略)

4 特別掛金額の予定償却期間の残存期間はリスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間より でなければならない。

余白ページ

(4) 次は平成 28 年 10 月 1 日から適用された厚生年金保険の適用除外に関する記述である。空欄に適切な語句を後述の選択肢 (ア) ~ (テ) の中から選び記号で答えなさい。

○平成 24 年 8 月 22 日に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、厚生年金保険の適用除外に関する項目として、「厚生年金保険法」が次の通り改正された。

厚生年金保険法

(適用除外)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。

イ 日々雇い入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

二 所在地が一定しない事業所に使用される者

三 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）。ただし、継続して四月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。

四 臨時的事業の事業所に使用される者。ただし、継続して六月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。

五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の A 未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の A 未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 一週間の所定労働時間が B 未満であること。

ロ 当該事業所に継続して C 以上使用されることが見込まれないこと。

ハ D （最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二條第一項の規定の例により算定した額が E 未満であること。

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

【選択肢】

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| (ア) 一月 | (イ) 二月 | (ウ) 三月 |
| (エ) 六月 | (オ) 一年 | (カ) 二分の一 |
| (キ) 三分の一 | (ク) 三分の二 | (ケ) 四分之三 |
| (コ) 五万八千円 | (サ) 八万八千円 | (シ) 九万八千円 |
| (ス) 報酬 | (セ) 給与 | (ソ) 賞与 |
| (タ) 十時間 | (チ) 二十時間 | (ツ) 三十時間 |
| (テ) 四十時間 | | |

問題 2. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 4 点、(2) 6 点、(3) 6 点、(4) 6 点、(5) 8 点 (計 30 点)

(1) 「退職給付に関する会計基準の適用指針」の内容を踏まえて、次の①、②について簡記しなさい。

① 数理計算上の差異の費用処理年数を平均残存勤務期間、費用処理方法を定額法としている場合で、平均残存勤務期間の再検討を行った結果、次の (i) (ii) の場合における未認識数理計算上の差異の期首残高および当年度発生 of 数理計算上の差異のそれぞれの費用処理年数の取扱い

(i) 平均残存勤務期間が短縮されたことにより、再検討後の費用処理年数が従来の年数を下回るようになった場合

(ii) 平均残存勤務期間が延長されたことにより、再検討後の費用処理年数が従来の年数を上回るようになった場合

② 小規模企業等において簡便法を適用する場合の積立型および非積立型のそれぞれの退職給付制度における当年度の退職給付費用の算定方法

(2) 確定給付企業年金関連法令および関連通知の内容、もしくは、日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」および「IAS19 に関する数理実務基準」の内容を踏まえて、次の①~③について答えなさい。

① 数理債務、最低積立基準額および積立上限額の算定に用いる数理債務の計算に用いる予定死亡率の決め方を簡記しなさい。

② 「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」における将来の死亡率の変化を織り込むことが考えられる場合とその制度の一例について簡記しなさい。

③ 「IAS19 に関する数理実務基準」に記載されている制度の加入者及び受給権者の将来の死亡率の予想される変化を反映させる方法の例について 2 点 列挙しなさい。

- (3) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「IAS19 に関する数理実務基準」に記載されている「データの品質」「数理上の仮定又は方法の提示と指示」の内容を踏まえて、次の①、②について答えなさい。
- ① データの瑕疵が本専門業務の結果に重要な影響があると考えられ、瑕疵を解決する十分な方法が見つからない場合に、会員が検討しなければならないことを3点簡記しなさい。
 - ② 数理上の仮定又は方法が依頼主や他者によって指示され、それが本専門業務の目的において適切であると考えられるものに対して相当程度反する場合に、会員が報告書に記載する項目を3点列挙しなさい。
- (4) 確定給付企業年金関連法令および関連通知の内容、もしくは、「退職給付に関する会計基準」および IAS19 の内容を踏まえて、次の①、②について簡記しなさい。
- ① 年金財政における積立上限額を超える場合の掛金額の控除額
 - ② 「退職給付に関する会計基準」および IAS19 における資産上限額
- (5) 確定給付企業年金関連法令および関連通知の内容を踏まえて、次の①、②について簡記しなさい。なお、リスク分担型企业年金でない確定給付企業年金制度を想定して記載すること。
- ① リスク対応掛金額を変更できる場合の要件と変更内容
 - ② リスク対応掛金額を変更しなければならない場合の要件と変更内容

【 第Ⅱ部 】

問題 3. 次の設例を踏まえて、(1)～(3)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (10点)

A社は退職給付制度としてリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金制度(以下、「従来型DB」という)のみを実施している。A社は退職給付会計における債務・費用を安定化させるため、従来型DBの給付設計を変更せずにそのままリスク分担型企業年金(退職給付会計上、確定拠出制度に分類されるための要件を満たすものとする)に移行することを検討している。そこで、影響を把握するために平成29年3月31日で計算基礎率を変更せずにリスク分担型企業年金に移行した場合の計算を行うこととした。なお、平成29年3月31日のリスク分担型企業年金に移行前の年金財政、退職給付会計の状況は下記のとおりであった。

【A社の年金財政(予定利率3.0%)に係る諸数値】

【財政決算日：平成29年3月31日】		(単位：百万円)	
	数値	補足	
給付現価	15,000		
標準掛金収入現価	5,000		
未償却過去勤務債務	500		
年金資産(積立金)	10,500	資産構成割合は下表の通り	
別途積立金	1,000		
最低積立基準額	11,000		

- 標準掛金の平成29年度予定拠出額は、300百万円
- 特別掛金の残余償却期間は2年間で、拠出終了まで年間拠出予定額は257百万円

【年金資産(積立金)の構成割合と財政悪化リスク相当額算定のためのリスク係数】

	財政決算日の 資産構成割合	政策的資産構成割合	リスク係数
国内債券	10%	20%	5%
国内株式	30%	20%	50%
外国債券	10%	20%	25%
外国株式	30%	20%	50%
一般勘定	10%	10%	0%
短期資産	5%	5%	0%
その他資産	5%	5%	—

- 平成29年3月31日時点の人員構成は定常状態にあり、定常状態における年金資産は当該人員構成に基づく数理債務の額とする
- 定常状態において予定利率が1.0%低下した場合に生じる積立不足は2,000百万円とする

【A社の退職給付会計（割引率 1.0%）に係る諸数値】

【会社決算日：平成 29 年 3 月 31 日】

（単位：百万円）

退職給付債務	15,000
年金資産	10,500
未認識数理計算上の差異	3,000
退職給付引当金	1,500
勤務費用	500

- ・長期期待運用収益率は 2.0%としている
- ・勤務費用は翌年度のものを記載している
- ・未認識数理計算上の差異は全額当年度末に発生したものであり、翌年度から 5 年で償却するものとする

- (1) 平成 29 年 3 月 31 日でリスク分担型企業年金に移行するにあたり、特別掛金額およびその残余償却期間を維持し、標準的な算定方法で計算した財政悪化リスク相当額の全額まで最短の予定拠出期間で均等拠出する場合のリスク対応掛金年額を下表の年金現価率を用いて計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。

【年 12 回払い年金現価率（予定利率 3.0%）】

期間	現価率	期間	現価率
1 年	0.98544	6 年	5.49845
2 年	1.94217	7 年	6.32374
3 年	2.87104	8 年	7.12499
4 年	3.77285	9 年	7.90290
5 年	4.64840	10 年	8.65816

- (2) (1) の前提でリスク分担型企業年金に移行した際の退職給付会計上、発生する特別損益を計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。
- (3) (1) の前提でリスク分担型企業年金に移行する場合と、従来型 DB を継続する場合のそれぞれにおいて、翌年度の退職給付費用を計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。

問題 4. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること ((1) および (2) ともに、それぞれ 2 枚以内)。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

各 20 点 (計 40 点)

- (1) 近年、総合型厚生年金基金の解散・代行返上が急速に進んでいるが、その受け皿として設立した総合型確定給付企業年金の財政運営にあたり、アクチュアリーとしてどのような点に留意すべきと考えるか、所見を述べなさい。

- (2) 生産年齢人口の減少と高齢化率の上昇が進展している中、我が国の公的年金における積立方式と賦課方式の議論に関し所見を述べなさい。

以上

年金 2 (解答例)

【第 I 部】

問題 1

(1)	設問	○か×かを記入	×の場合に正しい内容を記入
	①	×	財政悪化リスク相当額
	②	×	平成29年12月31日
	③	×	予測給付評価方式
	④	×	発生時点
	⑤	○	

(2)	A	ダブルA格相当	B	支払見込期間
	C	信用リスク	D	ボラティリティ
	E	相対取引		

(3)	A	対応前リスク充足額	B	五年以上二十年以内
	C	標準掛金額以下	D	経年的に大きくならない
	E	短い期間		

(4)	A	ケ	B	チ
	C	オ	D	ス
	E	サ		

問題 2

(1)

①

(i) 費用処理年数の短縮

未認識数理計算上の差異の期首残高は「短縮後の平均残存勤務期間－既経過期間」にわたって費用処理する。なお、「短縮後の平均残存勤務期間－既経過期間」がゼロ又はマイナスとなる場合は、当期に残高のすべてを一括して費用処理する。当年度発生 of 数理計算上の差異は、短縮後の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数にて費用処理する。

(ii) 費用処理年数の延長

未認識数理計算上の差異の期首残高については、変更前の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数を継続して適用し、変更後の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数は当年度発生 of 数理計算上の差異から適用する。

②

・非積立型の退職給付制度

期首の退職給付に係る負債残高から当期退職給付の支払額を控除した後の残高と
期末の退職給付に係る負債との差額

・積立型の退職給付制度

期首の退職給付に係る負債残高から当期拠出額を控除した後の残高（事業主が退職給付額を直接支払う場合、当該給付の支払額も控除する）と、期末の退職給付に係る負債との差額

問題 2

(2)

①

数理債務の算定に用いる予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率（以下、「基準死亡率」という）とする。

ただし、次の範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとするができる。

加入者：0 以上

加入者であった者又はその遺族：0.72 以上 1.0 以下

障害給付金の受給権者：1.0 以上

最低積立基準額の算定に用いる予定死亡率は基準死亡率に 0.86 を乗じて得た額とする。

積立上限額の算定に用いる予定死亡率は基準死亡率に、加入者、加入者であったもの又はその遺族等の区分に応じてそれぞれ定める率を乗じた率とする

加入者：0

加入者であった者又はその遺族：0.72

障害給付金の受給権者：1.0

②

将来の死亡率の変化が合理的に見込まれ、かつ、重要性が高いと判断される場合
(一例) 保証期間が無い、あるいは保証期間が短い終身年金を支給する制度

③

- ・ 暦年別又は出生年別の死亡率表からなるマトリクスを用いる
- ・ 将来の一定期間にわたる死亡率の変化を織り込む

問題 2

(3)

①

- ・会員は、本専門業務の引受け、又は、継続を断る。
- ・会員は、本専門業務の内容を変更すること、又は適切な追加データを入手することについて、依頼主と協議する。
- ・会員は、行動規範に従って、可能な範囲で本専門業務を行い、データの瑕疵（当該データの瑕疵が影響し得る点を含む）を報告書に記載する。

②

- ・その事実
- ・当該数理上の仮定又は方法を提示した者
- ・その者が当該数理上の仮定又は方法を設定する理由

(4)

①

- ・積立金の額が積立上限額を上回った額のうち未だ控除していない額に、当該額に係る利子相当額を加算した額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額
- ・積立金の額が積立上限額を上回った額と当該上回った額に係る利子相当額の合計額を掛金の額から均等に控除する場合の額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額

②

- ・「退職給付に関する会計基準」には、資産の上限に関する定めはない。
- ・IAS19における資産上限額とは、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値をいう。

問題 2

(5)

①

- ・ 財政計算を行い、新たに過去勤務債務が発生する場合
増加する特別掛金収入現価の範囲内でリスク対応掛金額を減少させることができる
- ・ 少なくとも五年ごとに実施する財政再計算において、財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額を控除した額が、前回計算時より増加する場合
増加した額を上回らない範囲でリスク対応額を定め、それに応じたリスク対応掛金額を変更前のリスク対応掛金額に加算することができる。
- ・ 少なくとも五年ごとに実施する財政再計算以外の財政再計算に該当する場合
(過去勤務債務の額の予定償却期間を短縮しようとする場合又は定率償却の償却割合を増加させようとする場合を除く)
リスク対応掛金額をあらためて計算することができる。

②

- ・ 少なくとも五年ごとに実施する財政再計算において、対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合
上回らないようにリスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の拠出を終了しなければならない。

【第Ⅱ部】

問題3

(1)

定常状態資産 = 数理債務 = 15,000 - 5,000 = 10,000百万円

財政悪化リスク相当額 = 価格変動リスク + 負債変動リスク

= (2,000 × 5% + 2,000 × 50% + 2,000 × 25% + 2,000 × 50% + 1,500 × 0%)

× 10,000 / (9,500 + 2,000)

= 2,600 × 10,000 / (9,500 + 2,000) = 4,737百万円

リスク対応掛金年額 = (財政悪化リスク相当額 - 対応前リスク充足額) / 5年現価率

= (4,737 - (10,500 + 5,000 + 500 - 15,000)) / 4.64840 = 804百万円

(2)

特別損益 = 減少退職給付債務 - (減少資産 + 減少未認識額 + 未払い特別掛金額)

= 15,000 - (10,500 + 3,000 + 257 × 2年) = 986百万円 (特別利益)

(3)

【リスク分担型企業年金に移行する場合】

退職給付費用 = 標準掛金額 + リスク対応掛金額

= 300 + 804 = 1,104百万円

【従来型DBを継続する場合】

退職給付費用 = 勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 未認識額償却費用

= 500 + 150 - 210 + (3,000 / 5年) = 1,040百万円

問題 4 (1)

<解答のポイント> 本件は、総合型確定給付企業年金の財政運営について留意点を問うものである。解答としては、以下の中からいくつかの観点に触れつつ、所見の形にまとめられていると良い。

- ・ガバナンス
- ・掛金の引き上げが困難であること
- ・事業所脱退
- ・厚生年金基金からの承継受給権者の影響・リスク
- ・非継続基準への対応
- ・独自給付の影響
- ・将来予測シミュレーション、ALM 分析の実施 など

以下の解答例以外にも他の観点からの記述が考えられるため、あくまで一例である。

(解答例)

厚生年金基金の特例解散の申請期限である平成 31 年 3 月まで残りわずかとなり、総合型厚生年金基金の解散・代行返上の件数が急速に伸びている。その受け皿として総合型確定給付企業年金を実施する場合、単独企業やグループ企業で確定給付企業年金（以下、DB と呼ぶ）を実施する場合と比べ、財政運営上、以下の点に留意すべきであると考え。なお、総合型 DB は基金型として設立することが一般的であるため、以下では基金型 DB に限定して所見を述べることにする。

○ガバナンス

総合型 DB では、総合型厚生年金基金と異なり、強力な指導統制力を有する組織母体等の存在が求められていない。そのため、強力な指導統制力を有する組織母体が存在しないケースや、企業間の結びつきが脆弱なケースが多い。さらに事業主は、自身が組織の実施主体であるという意識が低くなりやすく、追加掛金拠出の発生など加入に伴うリスクを十分に認識していないケースもある。

規律ある財政運営のためには、ガバナンスの強化が極めて重要である。社会保障審議会企業年金部会での議論を受け、代議員の定数を 6 人以上とすることや、選定代議員数を事業主の数の 1/10（事業主の数が 500 を超える場合は 50）以上とすることなどが、平成 30 年 10 月以降の代議員会の改選から適用される。こうした規制に加え、すべての事業主が基金の運営に積極的に関与できるよう、事業運営内容等の各種情報の積極的な開示、ホームページの充実などに努め、事業主と基金とのコミュニケーションを活性化させるきっかけを設ける必要がある。

アクチュアリーとしては、例えば財政検証の仕組みのように専門的で分かりにくい内容についても、図表を用いる、平易な言葉で記述するなどの工夫により、基金が事業主に対してわかりやすく説明できるよう、専門家として十分なサポートを行うことが求められる。

○掛金の引き上げが困難であること

総合型厚生年金基金と同様、総合型 DB では一般に掛金の引き上げが困難である。そのため、リスクを抑えた資産運用、計算基礎率の保守的な設定、財政再計算時に別途積立金を温存する、特別掛金償却完了時にリスク対応掛金を拠出する、リスク分担型企業年金の導入を検討する等、アクチュアリーとして財政運営の健全化につながる助言を常日頃より行う必要がある。特に超低金利時代が持続する可能性や、株式市場のボラティリティが増大する可能性を考慮すると、予定利率についてはできるだけ低く設定しておくことが望ましい。これに伴う掛金上昇については、事業主の掛金負担余力と財政の健全性のバランスに配慮し、過去勤務債務の償却期間の延長などで一定程度回避することなどが考えられる。

また、そもそも積立不足が発生しにくい給付設計にすることも検討すべきである。例えばキャッシュバランスプランにおいて、積立金の運用利回りの実績値を指標としておけば、資産と負債が連動し、積立不足が発生しにくくなる。アクチュアリーには、こうした給付設計の特徴、メリット・デメリット、制度変更に伴う留意点をわかりやすく説明することが求められる。

なお、財政悪化時に掛金の引き上げが困難な場合、選択肢の一つとして給付減額がある。総合型 DB は多くの事業所から構成されるため、単独企業やグループ企業で実施する場合と比較して、制度変更時における事業所説明、同意書取り付け等が長期化しやすい。そのため、財政状況を予測して早期に制度変更の検討に着手することが望ましい。

○事業所脱退

事業所が脱退した際には、通常一括徴収金が必要となる。基金と事業所の間でトラブルが生じることのないよう、基金が事業所に対して脱退に伴うメリット・デメリットについて、金額を含めて説明できるよう、アクチュアリーが助言を行うことが望ましい。

事業所の脱退に伴い資格喪失者は脱退一時金の繰下げができないことや、掛金未納事業所に対し、一定の手続きを経た上で脱退させることができることなど、専門家として必要かつ十分な情報を提供する必要がある。

○その他

- ・ 総合型厚生年金基金の受給権者を総合型 DB に引き継ぐケースでは、成熟度の伸展や死亡率の低下が年金財政に与える影響を確認する必要がある。具体的には、給付額、数理債務、最低積立基準額などの将来予測シミュレーションを行うことにより、中長期的な視点で財政状態を把握しておくことが望ましい。

- ・ 昨今のマイナス金利環境下では 30 年国債利回りの低下に伴い、最低積立基準額が増大していくことが予想される。非継続基準が将来どの程度の水準になるのか、掛金引き上げに該当する可能性はあるのか、該当した際にはどのように対処していくのか、等について、アクチュアリーが積極的な情報提供や対応策の提案を行い、関係者間であらかじめ議論しておく必要がある。
- ・ いわゆる厚生年金基金の独自給付の権利義務を総合型 DB が承継している場合、独自給付の発生確率を適正に見積もることができないという理由から、独自給付を掛金計算に織り込んでいないケースがある。この場合、独自給付が発生する都度差損が生じることになるため、その発生金額を定期的に計測し、年金財政に与える影響を把握しておく必要がある。
- ・ 基金の加入者規模を拡大することによって、一事業所あたりの事務費負担が軽減され、運用効率も高まることが期待される。企業間の結びつきや事業所の経営状況を考慮した上で、加入者規模の維持・拡大に努めるよう、助言を行うことが望ましい。
- ・ 政策的資産構成割合を決定する際には、ALM 分析を実施することにより、将来にわたる資産及び負債の変動予測を考慮することが望ましい。
- ・ 主要な計算基礎率について感応度分析を実施し、将来計算基礎率を変更した場合に負債がどの程度変動するのか把握しておくことが望ましい。

以上の点に留意しつつ、長期にわたり安定的に財政運営ができるよう、適時適切に情報提供、助言、提案を行っていきたい。総合型 DB は中小事業所にとって、従業員に対する福利厚生の大きな柱である。厚生年金基金で過去経験したような、度重なる掛金引き上げや給付減額に直面することがないように、中長期的な視点で年金財政の健全性をチェックすることがアクチュアリーにとって重要であると考えます。

問題4 (2)

<解答のポイント>

解答としては、以下の中からいくつかの観点に触れつつ、所見の形にまとめられていると良い。

✓ 積立方式と賦課方式の特徴は以下の通り

<積立方式>

- ・現役時代に積みた積立金を原資とすることにより、運用収入を活用できる。
- ・運用環境の悪化および平均余命の伸長に伴う給付期間の伸長等の給付見込み額の変動が生じると、積立金と運用収入の範囲内でしか給付ができないため、年金の削減が必要となる。
- ・人口構成に関わらず世代間で給付と負担の関係が安定しており、世代間の不公平感が生じにくい。

<賦課方式>

- ・社会的扶養の仕組みであり、その時の現役世代の（給与からの）保険料を原資とするため、物価や給与水準の変化などその時の経済情勢に対応しやすい（価値の維持がしやすい）。
 - ・現役世代と年金受給者世代の比率が変わると、保険料負担の増加や年金の削減といった給付と負担の調整が必要になる。
- ✓ 生産年齢人口の減少の影響は、積立方式は運用悪化など市場を通して、賦課方式は保険料収入の減少などを通して受ける。
- ✓ 公的年金は高齢者が長生きしても安心して暮らしていくための保険であり、働くことが困難になったとき等の生活を支える役割を担っている。
- ✓ このため、公的年金には万一、障害を負った場合や小さい子供を残して死亡した場合に備えて、障害年金や遺族年金も用意されている。
- ✓ 少子高齢化に伴って給付と負担の関係の世代間格差の議論がなされているが、公的年金の保険料負担だけでなく私的扶養も含めて考えれば、現在の年金受給者世代が現役時代に公的年金のない親に対する私的扶養をする必要があったケースも多いと想定され、これを考慮すれば現在の現役世代と年金受給世代の実質的な格差はそれほど大きくないと考えられる。
- ✓ 公的年金は実質的な価値（＝物価、所得水準に応じた経済的価値）を維持する必要あり、積立金の範囲内で給付を行う積立方式では対応できず、その時々々の経済状況に柔軟に対応することが比較的容易な賦課方式を基本としている
- ✓ 社会経済情勢の変化に適切に対応していく必要性が生じるという公的年金の特性に対しては賦課方式の方が親和性が高い。仮に賦課方式から積立金方式への移行する場合は、既に発生している給付の未積立部分に対しては給付の減額等高齢者の負担を求めることが困難な現状では現役世代の負担になる。更に現役世代は自らの将来の給付のために積立を行わなければならない。
- ✓ この二重の負担をさせてまで積立方式に移行するメリットは乏しく、現在では賦課方式を基本とした財政方式を維持している。

(解答例)

我が国の公的年金における積立方式と賦課方式の議論について、まずは過去からの公的年金の流れを交えながらそこでされた議論を述べる。戦前に積立方式で発足した厚生年金であったが、戦後のインフレのなか積立金の価値が目減りするという状況を受けて、暫定的に保険料率を引き下げ、その後の大改正において保険料率は据え置かれ段階的に引き上げていくことが法定された。その後、給付に賃金・物価スライドが導入されるまでの間、厚生年金は積立方式による保険料率を目指して引き上げを行ってきたが、将来分にかかる保険料率までの引き上げを行うことが精一杯で、給付改善や寿命の延びに伴う後発債務を償却するための保険料率は次第に大きなものとなっていった。この時代は、人口増大局面を迎えており、積立方式よりも負担をより人数の多い後代へ送る賦課方式の方が有利であるという主張がなされ、積立方式を目指す政策を阻害する議論もあった。

昭和 48 年改正後から合計特殊出生率は低下を続けていたが、これは女性の出産のタイミングが遅れていることの表れとして捉えられ、将来推計人口の出生率の見込みではいずれ人口置換水準の約 2.1 へ回復するものとされていたことから、年金財政の将来見通しでは寿命の延び等による高齢化が最大の課題となっていた。

ところが平成に入ってから将来推計人口の前提の出生率は人口置換水準に回復しないというものとなり、いわゆる少子化が進展するというものとなった。このため、世代間扶養の色彩が強い段階保険料方式では少子化の影響を強く受け、最終的な保険料率が相当なものになることが見込まれるようになり、ここに来て人口要素の影響を受けないと信じられていた積立方式への移行が主張されるようになった。積立方式への移行理由としては、保険料率の見通しだけではなく、公的年金における拠出と給付の関係に着目しこれに世代間の格差があることからこれを是正する手段として積立方式を取り上げていた。

以上が現在までの議論の流れである。

さて、ここから現在主張されている積立方式への移行に対して、その実現性等を述べていく。一般的には二重の負担という大きな問題があることが積立方式への移行への障害となるという議論がなされてきた。賦課方式（ここでは未積立部分のある積立方式も含める）から積立方式に移行する際には、すでに発生してしまっている給付のうち未積立の部分は給付の減額を行わない限り後代世代が負担することとなる。一方で現役世代たる後代世代は自らの将来の給付のための拠出をすることとなるので、先代世代の分と自分の分という二重の負担が生じるというものである。この二重の負担を解消する効果的な方法は現状ないと考えられる。例えば、未積立部分について公債を発行することにより形式的に積立方式に移行することが可能であるといった主張もあるが、たとえ公債を発行したとしてもその利息分や元本部分は税で賄われることになるはずであり、高齢者により重い負担を強いる税を導入する実現性が極めて低い現状では、結局この税も現役世代が負担することになり保険料が税に形を変えただけで二重の負担問題は回避できないことになる。

とはいうものの、生産年齢人口の減少と高齢化率の上昇が続く中、積立方式の採用によりその影響が大きく緩和され、公的年金全体にとって望ましい姿となるのであれば、二重の負担があるもののその影

響との天秤をかけながら、積立方式に徐々にソフトランディングすることも考えられる。ということで最後に、積立方式を採用した場合のメリットの程度を述べ、積立方式への移行に対する賛否を述べる。

近年では、もっと素朴に積立方式の前提である利息収入の淵源は何かというアプローチもされている。積立金に利息が生じるのは何らかの投資活動があるわけであり、経済成長と密接に関係があることがわかる。GDP の大半が内需で占められる我が国のような経済では、経済成長は人口の伸びの影響を受けやすく、少子化が進む状況下では想定されるほどの十分な利息収入を得ることはなかなか難しい。これは予定利率の引き下げという形で現れることになる。予定利率引き下げにより、現役世代の給付引き下げや掛金の増加等、賦課方式の場合とあまり大差のない事象が起きることが想定される。

公的年金は、経済成長のパイを老齢世代と現役世代とでどのように分配するかという問題であるといえる。賦課方式はその時点でのパイを即分配するものであり、積立方式は異時点で分配するものである。積立金の利息が人口変動に関係なく生み出されるものでない以上、両者の違いはあまり大きなものではないと考えられる。従って、二重の負担をさせてまで積立方式に移行するメリットは乏しい。

また、賦課方式においては、少子高齢化に伴って公的年金における給付と負担の関係の世代間格差が生じることが問題になることがあるが、公的年金の保険料負担だけでなく私的扶養も含めて考えれば、現在の年金受給者世代が現役時代に公的年金のない親に対して私的扶養をする必要があったケースも多いと想定され、こうした負担を考慮すれば現在の現役世代と年金受給世代の実質的な格差はそれほど大きくないと考えられる。

さらに、公的年金は高齢者が長生きしても安心して暮らしていくための保険であり、働くことが困難になったとき等の生活を支える役割を担っている。給付は実質的な価値（＝物価、所得水準に応じた経済的価値）を維持して終身にわたって給付を行うとともに社会経済情勢の変化に対応していく必要があり、積立金の範囲内で給付を行う積立方式では十分な対応ができない。一方、その時々々の経済状況に比較的柔軟に対応できるのは賦課方式である。

以上のことから、賦課方式を基本とした現在の財政方式を維持することが適切であると考えられる。なお、少子高齢化の影響は避けられないため、公的年金を維持していくには財政方式の変更から検討するのではなく、生産年齢人口の減少を抑える施策を着実に実行することが重要であると考えられる。